

S55 第5回都市計画審議会 S55-12-20 開催

本審議会の最後に、当時の市長より新焼却場の経過について報告事項として報告。

- ・ S46 に三鷹市より自区内処理の申し出より市内に処理場を建設することを前市長が約束した。
- ・ S53 に4候補地を選定し、検討を行った。

都立小金井公園×（事業決定により工事進行中）

武蔵野中央公園×（マンション計画があったが、公園緑地として市で決定、開発資金を国から借入れ）

総合グラウンド×（一部が借地で、地主にグラウンド用地として譲渡されている経緯から、道理的に他に転用は無理）

プール跡地（上記より消去法にて）

- ・ プール用地でも施設は建設できるが、約15年経過後に老朽化した際の建て替え用地を考慮及び樹木整備実施可能として、総合グラウンドの南側としたい。
- ・ 東京都からグラウンドをつぶした場合、武蔵野中央公園の中に公園施設として、スポーツ施設の設置を考えようと20000m²のスポーツ施設設置を約束された。上記より、グラウンド南側も使用して建設する計画である旨を報告。（議会了承済み）
- ・ 新処理場は、武三保組合を設立して経営する予定。
- ・ 市庁舎北側のグラウンド南側半分のうち、煙突を中央に設置し、西側に焼却場を設置する予定です。
- ・ テニス場がなくなるので、北西側に移設し、北東側に総合体育館を建設する予定です。
- ・ 北東側に総合体育館を建設する理由として、北側の住宅（現緑町三丁目？）から、グラウンドは春先に黄塵がたち、苦情が寄せられているので、これを回避するため、野球場・サッカー場を武蔵野中央公園へ移し、その跡地へ総合体育館を建設する。



S56 第1回都市計画審議会の開催を通知 S56-1-19 起案

議案第5号で開催の通知（武蔵野都市計画ごみ焼却場、ごみ処理場の決定について）



S56 クリーンセンター設置反対委員長からの陳情書提出 S56-1-27 受理

陳情書が提出された。（署名1764名）

- ・ 総合グラウンドにごみ焼却施設を建設するのは、地域住民及び旧地主は絶対反対である。
- ・ 当グラウンドは、武蔵野市民のリクリエーションの場で、武蔵野市にとっては唯一の公共スポーツ施設で、これを失う事は、市にとって致命的になる。



S56 第1回都市計画審議会 S56-1-30 開催

(市長)

- ・プール地は10000m²で、総合グラウンドは全体で36000m²であり、総合グラウンドの南側の約半分17000m²を予定している。プール地は、北側に住宅が近くにある。総合グラウンドにすると、住宅からほぼ均等な間隔が取れ、本場所は武蔵野市の北側に位置しているため、多くの収集車等車両は、南側から走行してくるので、動線としては左折になるので、動線面でもよい。
- ・東京都からグラウンドをつぶした場合、武蔵野中央公園の中に公園施設として、20000m²のスポーツ施設(グラウンド用地)の確保を頂いた。(代替地確保)
- ・市議会に報告し、廃棄物対策特別委員会でも審議し、本会議でも全員一致で了承された。

(市側)

- ・総合グラウンド南側(1.7ヘクタール)で武三保組合のごみ焼却場、武蔵野市の粗大ごみ処理施設の設置を行う予定。
- ・本予定地は、公示し、1月12日より縦覧に供した。意見書等は提出されなかった。しかし、期間後に意見書・陳情書(4通)が提出された。
審議会会長宛に、総合グラウンドとして買収した土地であるため、道義上反対
武三保のふじみ焼却場の敷地の中で広域処理できるように三鷹市・調布市のコンセンサスを得るよう
に努力しなさい。
緑町団地より、周辺住民の同意が得られていないのに、都市計画法上の手続きが先行するのは遺憾。
緑町団地より、市民委員会の提言を尊重された事を評価するとの意見。
- ・住民との対応は、3回説明会を開催している。
 - 1回目 要望事項は、グラウンドをそのまま残してほしいや市議会へ発表する前になぜ地元住民に報告しなかったのか等。(市役所で開催。約50名が出席)
 - 2回目 グラウンドで使用するという事で土地を譲渡したのに、なぜ焼却施設が建設されるのか等。
 - 3回目 グラウンド、スポーツ施設として、残してほしい、ふじみ焼却場内では絶対だめなのか等。
(緑町団地の要請にて団地集会場で開催。9名が出席)

(委員)質問事項

- ・3回のお話し合いにて受けた感触は。
(市長)話を進めていけば御理解を頂けると推測。
- ・武蔵野中央公園の中に20000m²のスポーツ施設の確保を得たとの事ですが、武蔵野市単独で使えるのか。周辺の田無、保谷、練馬の重身たちと共同で使用するのか。
(市側) 管理運営等は、今後の話し合いを持つ。

(委員)質問事項

- ・ごみ焼却プラントの機種はどんな機種を選ぶのか。
(市側)現在、ストーカ式と流動床式を検討している。稼働実績としては、ストーカ炉が約400施設、流動床式が10施設。

・焼却炉が 65t の 3 基になる根拠は。

(市側) 毎年 2・3 月に修理予定としており、この時期のごみ排出量が約 130t で 1 炉ずつ補修しながら焼却処理が可能な 65t3 基にしました。

・環境アセス的調査を実施して、周辺住民と話しあっていくことが必要ではないか。

(市側) 4 候補地についてのアセスを行った。これは現状と焼却施設を設置した場合での環境の影響を比較する為のものです。機種や配置が決定した段階でハードなアセスを行う予定です。(二酸化硫黄にて、環境基準 0.004ppm に対して、0.002ppm で問題ないという結果は、現在出ている)

・昭和 58 年 4 月稼働を目標にしているが、周辺住民との話し合いをいつまでに終わらせる等の目標設定はどうなっているのか。

(市側) 昭和 58 年 4 月稼働は、かなり厳しい工程ですが、目標にしています。

・近隣区市の関係を考えて、きちんとした挨拶の実施が必要ではないか。

(市側) 練馬区と保谷市には、候補地選定について、武三保組合から文書で通知している。練馬区に対しては、グラウンドを廃止して焼却施設を設置することで問題が出ているので、公害担当者とも協議している。

(委員) 質問事項

・市民への説明ですが、市から積極的に理解を求める等の努力が不足しているのでは。

(市側) 積極的に説明会を開かなければならないと思っている。現在、周辺住民の希望として、全体的な会を作って話し合いをしたい等が出ている。

・粗大ごみ処理は、武蔵野市単独で実施するが、共同でやるのとどちらにメリットがあるのか。

(市長) 三鷹市と調布市で一部事務組合(ふじみ衛生)で施設を建設したばかりなので、現状、単独とするしかない。

(委員) 質問事項

・粗大ごみ処理は単独でやらざる得ないということだが、納得できない。

(市長) 急に別々に処理することが出てきた訳ではありません。

・周辺住民の方々が協力するためには、メリット説明をすることが必要でその後、地域住民から要望が出てくる。このような段階に至らないとなかなか反対が融けないと思う。反対を押し切って、強行しない限り昭和 58 年稼働は無理なのは。

(市長) 話し合いは、あと何回か行えば、具体的な話しになると思います。現在は、こちらの状況を説明している所です。周辺住民の方々へは、これならば致し方ないと御理解を頂くために話し合いを重ねた中で条件を出して行きたいと考えています。

(委員) 質問事項

・国、都の補助金は、今回は大きな事業なので、少しでも多く獲得して還元利益が得られるように努力してほしい。

(市側) 早急に建設地を決定するように、住民合意を得るように努力します。

・建設用地にて、真角ではなく、東側部分がいくらか狭く設定してありますが、説明では建て替え用地を確保する意味で東側を大きく開けたとの事ですが、その意味では真角の方がよいのでは。

(市側) 土地有効利用を図るということで、このような形になった訳です。教育委員会で市民参加による特別委員会で総合体育館の建設が提言されておりまして、敷地面積は約 10000m² と言われています。テニスコート(11 面)の 1 面たりとも減らすこと

が出来ない。総合体育館及びテニスコートを北側へ配置することより、東側が多少凹んでいる形になっています。(東側が凹んでいても将来の建て替えに対応できる野球場とサッカー場は、武蔵野中央公園に移設し、将来は車庫やリサイクル施設は併設がきくものですので、併設で将来考えたい)

(委員) 質問事項

・処理量ですが、武三保では60t、市では65tという見解ですが、65tは武三保では認知されていないのですが、東京都ではどんな意見ですか？

(市側) 最終決定には至っておりません。



S56 市長より諮問事項について答申(決定答申) S56-1-31

武都審発第3号で「武蔵野都市計画ごみ焼却場及びごみ処理場の決定について(答申)」

武蔵野市都市計画審議会会長 武蔵野市長へ